

平成29年9月29日

我孫子市長
星野 順一郎 様

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明



原子力損害賠償のご請求（H28年度分）に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「本件事故」）により、被害を受けられた皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを改めて心よりお詫び申し上げます。

本件事故に係る賠償の対象となる損害の範囲につきましては、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等（以下、「中間指針等」）に定められており、弊社は、この中間指針等の考え方を踏まえて賠償をさせていただいております。

このたび、貴市より平成29年8月21日に受領いたしました「放射能対策に要した費用の請求について（平成28年度分）」につきまして、その内容を確認させていただきましたが、現時点でご提出いただきました証憑類からは本件事故との因果関係のある損害を確認することができませんでした。具体的な確認結果につきましては別紙のとおり回答申し上げます。

引き続きご事情を詳しくお伺いし、必要な証憑等をご提出いただきながら、誠意をもって迅速かつ公正に対応して参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上





ご請求項目の賠償可否について

弊社原子力発電所の事故により、大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

貴庁よりご請求いただいております各ご請求項目につきまして、弊社において実施してまいりました確認作業等につきまして、以下のとおりご報告申し上げます。

1 弊社における確認作業の基本的な進め方

弊社は、弊社原子力発電所事故による原子力損害について、「原子力損害の賠償に関する法律」（以下「原賠法」と言います。）の規定に基づいて、賠償手続きを進めさせていただいております。

本件事故の賠償の範囲につきましては、原賠法第18条に基づいて設置された原子力損害賠償紛争審査会が、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下、「中間指針」）に定めており、弊社は、被害者の皆様からご請求を頂戴した場合、この中間指針に基づいて賠償の範囲を個々に確認しております。

中間指針は、本件事故に伴い当社が損害賠償責任を負うべき原子力損害の範囲について、「一般の不法行為に基づく損害賠償請求権における損害の範囲と特別に異なつて解する理由はない」ことから、「本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のもの」がこれに含まれるとしています。

弊社は、この中間指針の考え方を踏まえて、ご請求内容について、ご請求者さまのご事情をおうかがいするなどしたうえで、お支払いの対象となるか否かを確認させていただいておりますが、その際、お支払いの対象となる要件である「損害発生の事実」及び「相当因果関係の存在」の証明については、一般の不法行為に基づく損害賠償請求の場合と同様、ご請求者さまにお願いしております（上記2要件が確認できない場合、お支払いの対象とはなりません。中間指針において、「避難により証拠の収集が困難である場合など必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償すること」が求められていることを踏まえ、支出の事実が確認できる場合には、一定程度柔軟に対応させていただいております。）。

2 具体的な確認作業の進め方について

(1) 損害発生の実態の確認

本件事故に起因して、新たな支出が生じた場合（本件事故に起因して政府より示された指示等によって検査を余儀なくされた場合等）には、この支出を損害と確認させて頂いております。また、本件事故以前から同一業務について支出をされていた経緯があり、本件事故によって当該費用の増加（追加的支出）を余儀なくされた場合には、費用の増加分（本件事故後に支出された金額から本件事故以前に支出されていた金額を控除した金額）を、損害として確認させて頂いております。

(2) 本件事故との相当因果関係の確認

中間指針は、「本件事故に起因して実際に生じた被害の全てが、原子力損害として賠償の対象となるものではない」と述べながら、下記の内容について、一定の範囲で賠償の対象となると規定しています。

- ・本件事故から国民の生命や健康を保護するために合理的理由に基づいて出された政府の指示等に伴う損害
- ・市場の合理的な回避行動が介在することで生じた損害
- ・これらの損害が生じたことで第三者に必然的に生じた間接的な被害

また、中間指針は、「原賠法における原子力損害賠償制度は、一般の不法行為の場合と同様、本件事故によって生じた損害を填補することで、被害者を救済することを目的とするものであるが、被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されている。したがって、これが可能であったにもかかわらず、合理的な理由なく当該措置を怠った場合には、損害賠償が制限される場合があり得る点にも留意する必要がある」とも規定しております。

弊社は、これらの規定にしたがって、本件事故との相当因果関係を個別に確認させて頂いております。

※ 中間指針が述べるところの市場の合理的な回避行動が介在することで生じた損害について、弊社は、合理的な範囲内の風評被害と合理的な範囲内の取引先要請による損害が含まれると認識しております。

(3) 中間指針等における地方公共団体等の財産的損害等に係る考え方

中間指針および「中間指針に関するQ&A集」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」においては、地方公共団体等における賠償の対象となる損害について、以下の考え方が示されていますので、弊社は、これらも踏まえてお支払いの対象となるか否かを確認しております。

- 地方公共団体等が所有する財物及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害については、中間指針で示された事業者等に関する基準に照らし、本件事故と相当因果関係が認められる限り、賠償の対象となる。
- 地方公共団体等が被害者支援等のために、加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合は、賠償の対象となる。
- 住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償の対象となる。
- 避難を余儀なくされた市町村の移転費用や住民避難に要した経費、県外等に避難した住民への行政サービス提供のための追加的経費等、上記以外の損害については、相当因果関係の有無に加えて、地方公共団体等の本来業務に含まれるか否かといった事情等により賠償対象となるか否かが異なるものと考えられ、個別具体的な事情に応じては、賠償すべき損害と認められることもあり得る。
- 本件事故に起因する地方公共団体等の税収の減少については、法律・条例に基づいて権力的に賦課、徴収されるという公法的な特殊性がある上、いわば税収に関する期待権が損なわれたにとどまることから、地方公共団体等が所有する財物及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害等と同視することはできない。これに加え、地方公共団体等が現に有する租税債権は本件事故により直接消滅することはなく、租税債務者である住民や事業者等が本件事故による損害賠償金を受け取れば原則としてそこに担税力が発生すること等にもかんがみれば、特段の事情がある場合を除き、賠償すべき損害とは認められない。

以上



項目	詳細項目	金額	確認結果
 廃棄物処理等関係費用	ごみ焼却灰処理費	26,319,634	<p>ごみ焼却灰処理において、本件事故に起因する法令・政府指示、取引先の要請により、余儀なくされた追加的支出については、必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象となり得ると認識しております。</p> <p>現状、受領いたしましたご請求書からは追加的支出(損害発生)の事実や当該追加的支出と本件事故との間の相当因果関係を確認することができませんでした。</p> <p>そのため、追加的支出の事実をご証明頂くとともに、当該追加的支出が本件事故に起因する法令・政府指示、取引先の要請により余儀なくされたものである旨をご主張、ご証明頂きますよう、お願いいたします。</p> <p>※ご提出をお願いしたい資料は次のとおりです ・支出の事実を証する書面(支出命令書等) ・ご焼却灰処理費に係る事故前と事故後の工程や価格の違いを証する書面(本件事故前後の契約書・仕様書等)</p>
	ごみ焼却灰等放射性物質検査費	1,093,824	<p>ごみ焼却灰処理において、本件事故に起因する法令・政府指示、取引先の要請により、余儀なくされた検査費用については追加的支出として、必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象となり得ると認識しております。</p> <p>現状、受領いたしましたご請求書からは追加的支出(損害発生)の事実や当該追加的支出と本件事故との間の相当因果関係を確認することができませんでした。</p> <p>そのため、ごみ焼却灰等放射性物質検査の実施と検査費用の支出の事実をご証明頂くとともに、当該検査が本件事故に起因する法令・政府指示、取引先の要請により余儀なくされたものである旨をご主張、ご証明頂きますよう、お願いいたします。</p> <p>※ご提出をお願いしたい資料は次のとおりです ・検査結果 ・検査費用支出の事実を証する書面(支出命令書や委託契約書・仕様書等)</p>
	剪定枝木等チップ処分費	226,194,757	<p>剪定枝木の処分において、本件事故に起因する法令・政府指示、取引先の要請により、余儀なくされた追加的支出については、必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象となり得ると認識しております。</p> <p>現状、受領いたしましたご請求書からは追加的支出(損害発生)の事実や当該追加的支出と本件事故との間の相当因果関係を確認することができませんでした。</p> <p>そのため、追加的支出の事実をご証明頂くとともに、当該追加的支出が本件事故に起因する法令・政府指示、取引先の要請により余儀なくされたものである旨をご主張、ご証明頂きますよう、お願いいたします。</p>
	剪定枝木等チップ保管用ストックヤード維持管理費	258,120	<p>※ご提出をお願いしたい資料は次のとおりです ・支出の事実を証する書面(支出命令書等) ・剪定枝木処分に係る事故前と事故後の工程や価格の違いを証する書面(本件事故前後の契約書・仕様書等)</p>
	道路側溝汚泥一時保管施設解体工事費	4,935,600	<p>道路側溝汚泥の処分に際して、本件事故に起因する法令・政府指示、取引先の要請により、余儀なくされた追加的支出については、必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象となり得ると認識しております。</p> <p>現状、ご提出いただきました証憑類について、当該追加的支出が本件事故に起因する法令・政府指示・取引先の要請により余儀なくされたものである旨を詳細に確認させていただいているところです。</p> <p>確認作業が終了次第、別途結果につきましてご回答申し上げます。</p>

項目	詳細項目	金額	確認結果
放射線量低減対策費用	消耗品費	2,484	<p>除染事業に係る追加的費用は、必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象となり得ると認識しております。</p> <p>現状、受領いたしましたご請求書からは追加的支出(損害発生)の事実や当該追加的支出と本件事故との間の相当因果関係を確認できませんでした。</p> <p>そのため、追加的支出の事実をご証明頂くとともに、当該追加的支出が本件事故に起因する法令・政府指示、取引先の実務により余儀なくされたものである旨をご主張、ご証明頂きますよう、お願いいたします。</p> <p>※ご提出をお願いしたい資料は次のとおりです</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出の事実を証する書面(支出命令書等) ・支出の合理性を証する書面(除染事業の実施がわかる資料等)
農産物の放射性物質検査費用	消耗品費	20,588	<p>食品衛生法に基づく食品検査計画によって実施される食品検査は、必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象となり得ると認識しております。</p> <p>現状、受領いたしましたご請求書からは追加的支出(損害発生)の事実や当該追加的支出と本件事故との間の相当因果関係を確認できませんでした。</p> <p>そのため、追加的支出の事実をご証明頂くとともに、当該追加的支出が本件事故に起因する法令・政府指示、取引先の実務により余儀なくされたものである旨をご主張、ご証明頂きますよう、お願いいたします。</p> <p>※ご提出をお願いしたい資料は次のとおりです</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出の事実を証する書面(支出命令書等) ・支出の合理性を証する書面(賠償対象業務の実施がわかる資料等)
人件費	放射能対策室職員の給料等(時間外勤務手当を除く)	13,928,925	<p>職員の方々の所定時間内の給与等につきましては、本件事故以前も負担されていた費用と史料いたします。したがって、本件事故により負担を余儀なくされた追加的費用(損害)と確認することができないため、賠償対象外とさせていただきます。</p>
	放射能対策室職員等の時間外勤務手当	263,618	<p>本件事故に起因する法令・政府指示、風評被害、取引先実務により支出を余儀なくされた時間外勤務手当につきましては、必要かつ合理的な範囲内で賠償対象となり得ると認識しております。</p> <p>現状、受領いたしましたご請求書では、追加的支出(損害発生)の事実や当該追加的支出と本件事故との間の相当因果関係を確認できませんでした。</p> <p>そのため、ご請求に係る時間外勤務手当が、本件事故に起因する法令・政府指示、風評被害、取引先実務により支出を余儀なくされたものである旨をご主張、ご証明頂きますよう、お願いいたします。</p> <p>※ご提出をお願いしたい資料は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出の事実を証する書面(超過勤務命令票の写し等) ・支出の合理性を証する書面(賠償対象業務の実施がわかる資料、職員給与に係る条例の写し、給与単価表の写し等)
平成23~27年度請求未払い分	放射能対策室職員等の人件費	116,940,184	<p>職員の方々の所定時間内の給与等につきましては、本件事故以前も負担されていた費用と史料いたします。</p> <p>時間外勤務手当につきましては、実施を余儀なくされた対策とは異なる業務が含まれていると史料いたします。</p> <p>ご請求に係る嘱託職員については、手賀沼課の業務を実施するために採用されており、本件事故に起因する法令・政府指示、風評被害、取引先実務により実施を余儀なくされた業務を実施するために採用されたとの事実を確認するには至りませんでした。</p> <p>したがって、本件事故により負担を余儀なくされた追加的費用(損害)と確認することができないため、賠償対象外とさせていただきます。</p>